

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画（重点施策）事業評価について

資料1

★法定事業

項目	方向性	成果評価	項目	重点事業名	達成度
(1) 安心して子育てができる地域づくり	<p>近年、都市化、核家族化等を含む地域・生活環境、社会環境の変化、及び雇用環境の変化等、安心して子育てしにくい状況があります。子育て不安の緩和や負担感の軽減を図るとともに、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。</p> <p>身近な地域において子育て支援に関わる支援者、保護者を含む団体、関係機関はもちろん、企業を含む地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことが必要です。</p> <p>保護者自身が地域社会に参加していく意識を醸成するとともに、すべての子どもと子育て家庭が、地域で、のびのびと安心して、健やかに暮らせるような地域づくりをめざします。</p>	<p>成果指標： H27 多様な媒体による情報提供の創出</p> <p>●配偶者・親族、友人・知人以外に子育ての悩み相談する人の割合 H25年ニーズ調査 ～22.1% → H31年 ～30.0%</p> <p>※ニーズ調査の「子育てサービスの利用意向」が13.0～47.0%。平均30.0%程度と考え、その人が気軽に相談できることを指標とする</p> <p>昨年に引き続き、子育て情報紙や啓発紙などを定期的に発行し、継続的に情報提供することができた。また、今年度から実施の利用者支援事業を活用し、子育て支援拠点等において、何気ない会話からニーズを見立て、子育て情報の提供や相談に応じることができた。</p> <p>さらに、タウンメールの発信を始め、ホームページの改訂やフェイスブックの運用開始など情報技術を活用した情報提供について取り組むことができた。今後、継続して実施していくとともに、情報を求めている子育て世帯に届いているか検証していく必要がある。</p> <p>一方で、自治会館の利用等による地域の子育て支援拠点の創出や、赤ちゃんの駅事業の促進等による企業や事業所との連携について取り組みが進められていないことから、今後、子育てトータルサポート体制の構築に向け、地域社会全体での連携体制について検討を進めていく必要がある。</p>	I-1	★利用者支援事業	A
			I-1	★地域子育て支援拠点事業	B
			I-1	自治会館の利用促進	B
			I-4	子育てトータルサポート体制の構築	A
			I-4	庁内体制の構築	A
			IV-2	赤ちゃんの駅事業	A
(2) 教育・保育の充実にむけた取り組みの推進	<p>子育ての第一義的責任を有している保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、しっかりとした愛着形成、より良い親子関係を形成していくことが、子どものより良い育ちを実現することになります。そのためには、男女がともに子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが重要です。</p> <p>男女がともに仕事と子育ての役割を果たすためには、仕事と生活の両立を支援するとともに、出産・子育てを支える様々な教育・保育に関する支援が必要であり、多様化する就労形態やニーズに対応した体制を整備していくことが求められています。</p> <p>小規模保育を3カ所、家庭的保育を2カ所整備するなど低年齢児の保育の受け皿確保に努めた。平成28年度は、さらに整備を進めるとともに入所に結びつくよう広報活動等を行い、待機児童の解消に向け取り組みを進めていく。一方で、保育の質の向上を図るため、計画的な研修開催はできたが研修プログラムの策定には至っておらず、今後、研修を系統立てていく。</p> <p>また、学童期の放課後の居場所づくりについては、放課後子ども総合プランの原案を作成するなど体制整備に向け取り組みが進められているが、放課後児童クラブの利用児童が増加している学区では、事業実施場所の確保などが求められている。</p> <p>ワークライフバランスについての研修会や啓発冊子等により、啓発することができた。今後、優良企業を紹介するなどの取り組みを進め、より一層、企業と連携して仕事と生活の両立を支援していく必要がある。</p>	<p>成果指標： H27 多様な選択肢の創出、待機児童の減少</p> <p>●父母ともに子育てをしている家庭の割合 H25年ニーズ調査 50.9% → H31年 60.0%</p> <p>※2割程度の増加をめざす。ひとり親家庭は3%前後</p>	I-2	★教育・保育事業 (保育所等の体制整備)	A
			I-2	★保育士等の確保	A
			I-3	放課後子ども総合プラン	B
			I-3	放課後子ども教室	B
			I-3	★放課後児童健全育成事業	A
			Ⅲ-2	幼保小職員の合同研修の充実	A
			Ⅲ-2	効果的な研修システムの構築	B
			V-1	事業者への啓発	A
			V-1	学習機会や情報の提供	A
			V-2	優良企業の取り組み紹介	B

<p>(3) 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取り組みの推進</p>	<p>一人ひとりの人権が守られ、すべての子どもにとって最善の利益が実現される社会を構築するためには、児童虐待を受けた児童、障がい児、ひとり親家庭、外国人住民等、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対して、関係機関が連携して、ライフステージに応じた切れ目ない専門的な支援を強化することが必要です。</p> <p>一方、すべての子どもと家族が地域で安心して暮らしていくためには、社会的援助の有無に分断された取り組みではなく、身近な地域の場において支えあう体制と、一人ひとりの違いを認め合う意識の醸成が欠かせません。そのため、身近な支援者に対して専門的なサポートを行い、身近な場で、いつでも、誰でも、気兼ねなく相談できる体制づくりをめざします。</p>	<p>成果指標： H27 援助を必要とする者の早期発見、早期支援</p> <p>●子育てしやすい環境であると肯定的な評価をする人の割合 H25年ニーズ調査 57.0% → H31年 65.0%</p> <p>※2割程度の増加をめざす。</p>	II-1	★	妊婦健康診査	A
		II-1	★	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	A	
		II-1	★	養育支援家庭訪問事業	A	
		II-1		周産期医療ネットワークの整備	A	
		II-1		産婦人科医院との連携強化	A	
		II-1		産前産後サポート事業	A	
		II-1		不妊治療への支援	A	
		VI-1	★	近江八幡市要保護児童対策地域協議会	A	
		VI-1	★	養育支援訪問事業 (育児家事援助)	A	
		VI-1	★	子ども家庭相談室事業	A	
		VI-3		児童発達支援事業の充実	A	
		VI-3		保育所等訪問支援事業の実施	A	
		VI-3		放課後等デイサービス事業の開設促進	A	
VI-3		ペアレント・トレーニング養成講座 ペアレント・メンター養成講座	A			
VI-3		障がい児相談支援事業の実施	A			